ライオンズクラブ国際協会334-E地区と長野県との連携協定書

ライオンズクラブ国際協会334-E地区(以下「甲」という。)と長野県(以下「乙」という。)は、相互の連携協力について、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携することを通じて甲の公益性の高い活動が一層地域と結びつき、共創・協働が発展して、地域社会の向上に資することを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。
 - (1) 児童及び青少年の健全育成に関すること
 - (2) 環境の保全に関すること
 - (3) 健康の増進に関すること
 - (4) 災害支援に関すること
 - (5) その他地域社会の向上に関すること
- 2 前項の事項は、長野県内各地区のライオンズクラブがそれぞれの活動方針に基づき選択して実施するものとし、その効果的推進のため、甲及び乙は、具体的な連携内容、推進方法及び役割等について随時協議を行うものとする。

(協定の継続及び見直し等)

- 第3条 本協定は、甲又は乙のいずれかから打ち切りを申し出るまで継続するものとし、甲は、本協定が円滑に運用されるよう、年度間の引継の徹底等持続性の維持に配慮するものとする。
- 2 甲又は乙のいずれかから協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変 更を行うものとする。

(疑義の決定)

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲 乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を 保有するものとする。

平成24年5月21日

- 甲 塩尻市広丘吉田1150-3 オーイケ第2ビル1階 ライオンズクラブ国際協会334-E地区2011-2012 地区ガバナー
- 乙 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県知事